

日本女子大学任期付教員に関する規程

平成28年4月1日
制定

改正 平成29年4月1日
2021年4月1日

2019年7月1日

(目的)

第1条 本規程は、大学の教員等の任期に関する法律に基づき、日本女子大学（以下「本学」という。）における大学教員の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任期を定める職位、任期及び定年等）

第2条 任期を定めて任用する大学教員の職位、任期及び定年等は、別表のとおりとする。

2 助手は、助教・助手の就業に関する規則の適用を受ける助手をいう。

（契約更新）

第3条 本法人での最初の有期労働契約における雇用契約開始日を起算日として、暦年数で10年を超える契約期間の更新は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、当該教員が定年によって退職する日の属する年度末を超える期間の更新は行わない。

（雇用契約）

第4条 任期付教員の任用には、本人の同意を得たうえで、個別の雇用契約を締結して行う。

（規程の準用）

第5条 本規程に定めのない事項については、法令及び本法人の関連する各規程を適用する。

（改正）

第6条 本規程の改正は、学長の意見を聴いたうえで、理事長が行う。

附 則

1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日以前より引き続き雇用されている当該教員の契約開始の起算日は、平成25年4月1日とする。

附 則（大学院客員教授の定年年齢の設定及び例外規定の追加に伴う別表の改正）

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（任期付教員の対象範囲の変更及び特例規定の追加に伴う別表の改正）

1 本規程は、2019年7月1日から施行する。

2 任期付教員制度のうち、任期付教授・任期付准教授・任期付講師の制度適用期間は、2022年3月31日までとする。

附 則（別表の改正及び旧規程適用教員が再雇用された場合の任期について）

1 本規程は、2022年4月1日から施行する。

2 2019年7月1日以降2022年3月31日までに採用され、2022年3月31日をもって退職した任期付教員のうち、2022年4月1日以降に改めて採用された任期付教授・任期付准教授・任期付講師・特任教員については、本規程を適用する。

3 2019年7月1日以降2022年3月31日までに採用され、2022年4月1日以降も任期を延長する助教・助手については、任用日より3年までを1期目の任期とみなす。

4 前2項に該当する教員で、実態として2022年4月1日以降も間断なく雇用が継続する教員の採用年月日は、最初に任期付教員として採用された日とする。

別表

資格	任期の上限	更新の有無	定年	特例措置
任期付教授	5年	更新あり	68歳	本法人での最初の有期労働契約における雇用契約開始日を起算日として、暦年数で10年を超える契約期間の更新は行わない。
任期付准教授				
任期付講師				
助教	1期目 3年 2期目 3年	更新する場合は、更新1回（2期まで）	65歳	
助手	1期目 3年 2期目 3年	更新する場合は、更新1回（2期まで）	65歳	
特任教員	5年又は法令の定める範囲で特定の期間	更新あり	68歳	
客員教員	1年	更新あり	68歳	競争的外部資金の場合、例外あり。
大学院客員教授				